

答弁書第六二号

内閣参質一七六第六二号

平成二十二年十一月五日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員江口克彦君提出高速道路料金政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員江口克彦君提出高速道路料金政策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、例えば、「生活対策」（平成二十年十月三十日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）を踏まえ、高速道路利便増進事業（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第四条第十項に規定する高速道路利便増進事業をいう。）として実施している高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下同じ。）の料金（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第五項に規定する料金をいう。以下同じ。）の割引の導入後、高速道路における休日の交通量が増加し、高速道路周辺の多くの観光施設において入場者数が増加している一方、高速道路における繁忙期の渋滞発生回数が増加するなどの影響が出ていることなどを、国土交通省ホームページにおいて既に公表しているところである。

二及び三について

高速道路の料金を原則として無料化することについては、社会実験を通じて、地域経済への効果、渋滞

や環境への影響、他の交通機関への影響等、そのメリット・デメリットを総合的に検証した上で、段階的に進めていく予定である。

また、今後の料金の割引の在り方については、本年四月九日に国土交通省が発表した「高速道路の再検証結果と新たな料金割引」等を踏まえ、政府・与党の連携の下で、総合的に検討していく予定である。